

超高温熱物性計測システム装置（PROSPECT）利用規約

（目的）

第1条 本規約は、東北大学多元物質科学研究所福山研究室（以下、甲）において開発した『超高温熱物性計測システム装置（PROSPECT）』（以下、本装置）の利用に関する規則を定めることを目的とする。

（申請）

第2条 本装置の利用を希望する者あるいは本装置を用いた熱物性計測を依頼する者（以下、乙）は、乙が民間企業である場合、甲と相談の上、必要に応じて本学と共同研究契約等を結ぶこととする。

（審査）

第3条 甲は、教育・研究上有益と認められるときはこれを許可するものとする。甲は、利用の可否を決定した場合は、乙に通知するものとする。

（実験の実施）

第4条 許可を受けた乙は、甲から本装置の操作方法の指導等、必要な支援を受けることができる。

第5条 ペースメーカーの使用者など磁場により健康を害する可能性のある者は、超電導磁石を使用することができない。

第6条 レーザーを使用する場合は、防護眼鏡を着用することを義務付ける。

（実験結果の公開）

第7条 実験の結果は、公開を原則とし、乙は事前に甲の承諾を得たうえで、学会発表や論文発表に努めなければならない。

第8条 乙が希望する場合は、成果の非公開を認める場合がある。非公開の必要が無くなった場合は、第7条に準じ、速やかに、学会発表や論文発表に努めなければならない。

（知的財産権）

第9条 本装置の利用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生事態を勘案して、別途甲乙が協議して決定するものとする。

（過失）

第10条 乙による過失により、本装置あるいは甲所有の物品を破損させた場合は、乙は原状復帰を基本に弁償しなければならない。

（免責）

第11条 甲は、装置の利用によって乙に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（規約の変更）

第12条 甲は本規約を変更する場合がある。変更内容は、変更が発生した時点以降の受付申請書について適用される。

附則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。